

1. 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第 4 条に基づき策定するもので、緑の適正な保全・緑化に関する基本的な計画です。

策定主体は市町村であり、農地や森林、河川、都市公園等の緑をどのように維持・管理・活用するかを定め、緑のまちづくりを進めていくための指針とするものです。

(2) 計画策定の目的

これまで、本市では、貴重な動植物や景観を保全するために、総合計画において様々な施策を位置づけ、進めてまいりました。しかし近年、急速な少子高齢化の進行、人々のライフスタイル・公園利用ニーズの変化等の社会的要因や、大規模な自然災害の増加、温暖化等、環境問題が深刻化しており、本市の緑を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、国の示すこれからのまちづくりに対応した都市公園政策のあり方に関しては、平成 27(2015)年設置の「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において、①ストック効果をより高める、②民間との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、の 3 つの観点を重視し、緑とオープンスペース政策は『新たなステージ』に移行すべきとの方向性が取りまとめられました。さらに、平成 29(2017)年には、これを受け、都市緑地法及び都市公園法の一部改正が行われています。

こうした緑を取り巻く社会情勢や環境の変化、国の動向に対応し、本市の都市づくりの方向性を踏まえながら、緑の将来像や目標指標、施策等を定めることにより、緑地の保全や緑化の推進、都市公園等の整備や維持管理を総合的に進めていく指針となる、「館林市緑の基本計画」を策定するものです。

(2)(1) 緑の基本計画とは
計画策定の目的

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を
巻く状況と課題
を取り

3. 基本方針、
目標の
設定

4. 緑地の保全
及び
推進の
ための
方針

5. 都市公園
等の
配置
の
検討

6. 緑を守り
育てる
地区
制度

7. 計画の
推進
に向け

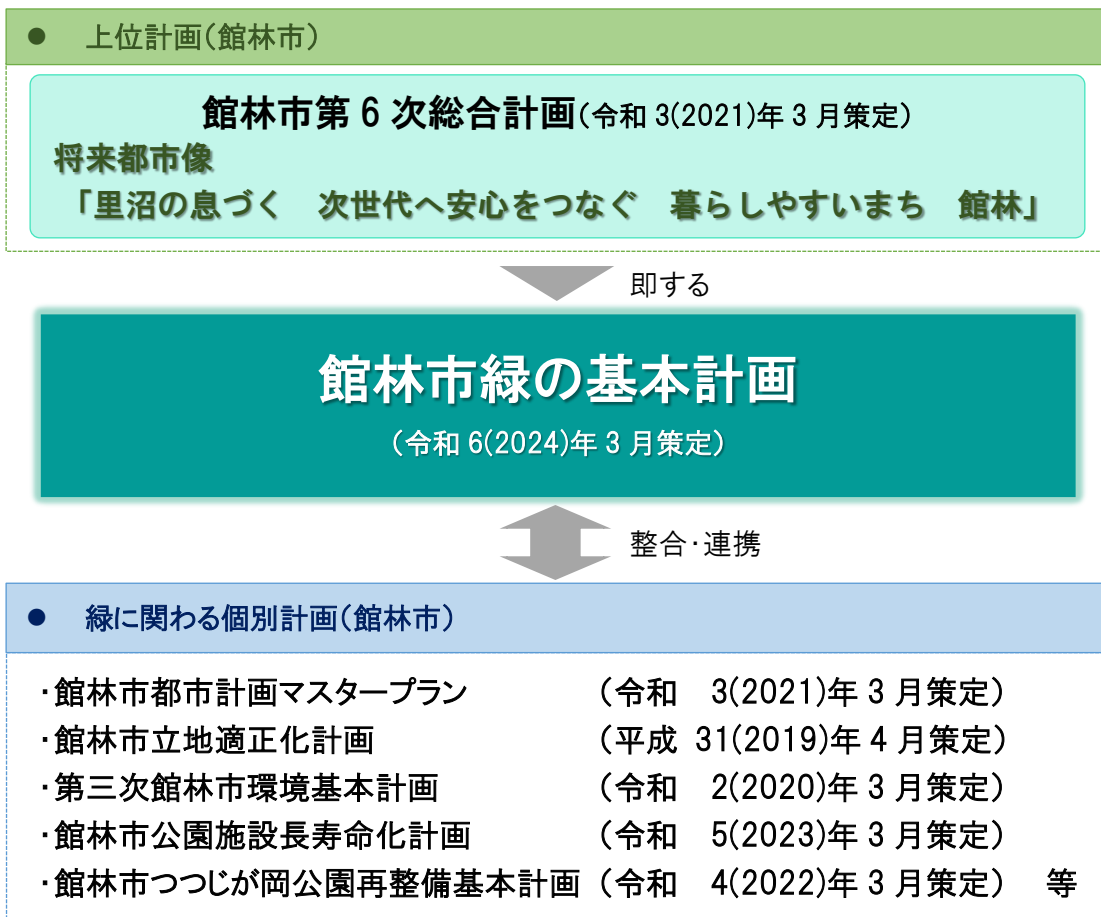
(3) 計画の位置づけ

1) 位置づけ

本計画は、上位計画である「館林市第6次総合計画」における将来都市像「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」の実現に向けた個別計画として位置づけられます。

また、公園の質の向上や、拠点における魅力づくり等の今後の本市におけるまちづくりとの連動も必要であることから、緑に関わる個別計画である「館林市都市計画マスタープラン」「館林市立地適正化計画」「第三次館林市環境基本計画」「館林市公園施設長寿命化計画」「館林市つつじが岡公園再整備基本計画」等とも整合・連携を図り、策定します。

計画体系図



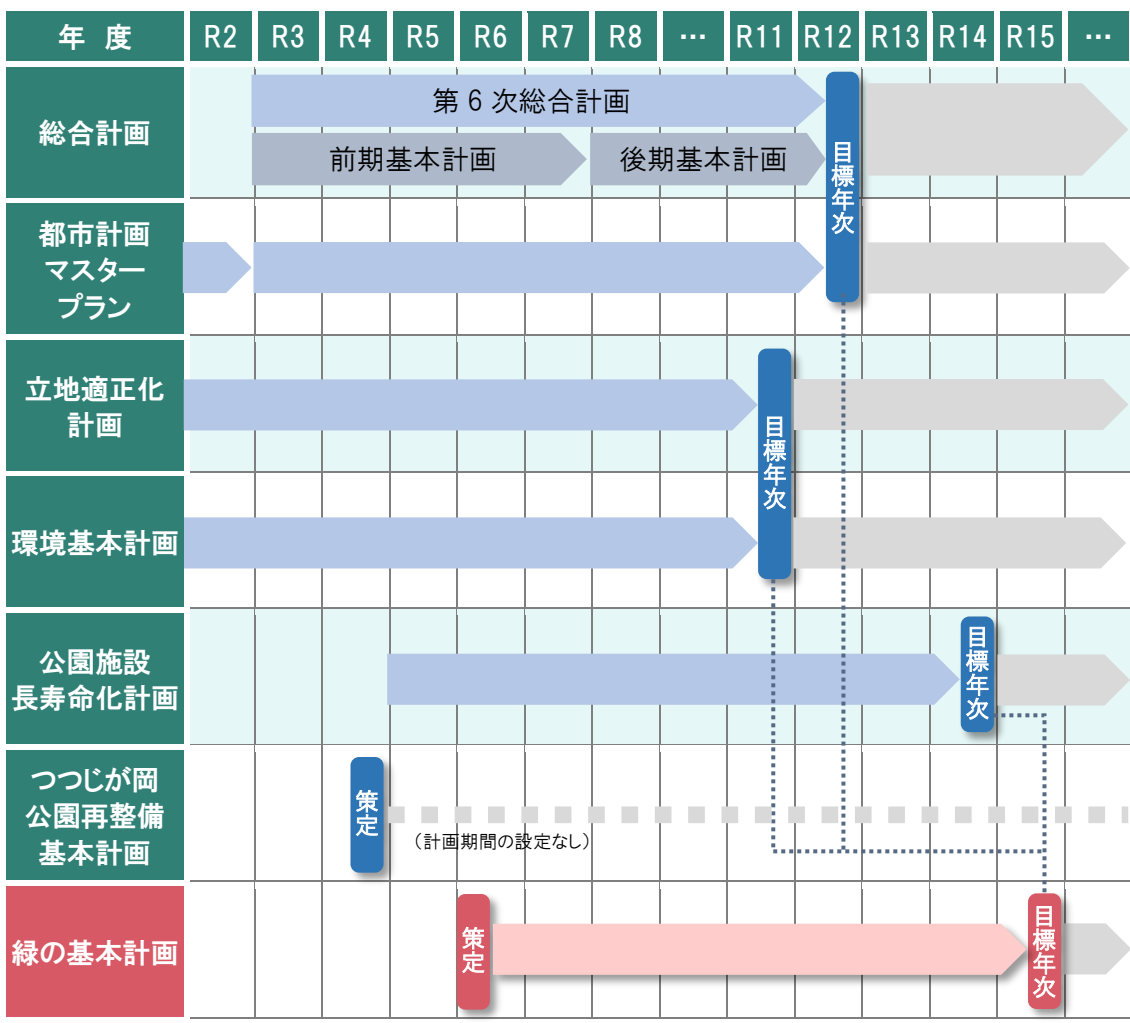
2) 目標年次

本計画の計画期間を令和 6(2024)年度から 10 年間と定め、目標年次を令和 15(2033)年度とします。

緑の基本計画は、市の上位計画である総合計画における将来都市像の実現に向けた個別計画として位置づけられることや、まちづくりの取組と連動した計画策定を図ることから、令和 12(3030)年の総合計画や都市計画マスタープランの改定等を踏まえ、分析及び評価を行うとともに、計画の見直しを行います。

また、上記に加え、想定していない社会情勢の変化等が生じた場合には、適宜見直しを検討します。

上位・関連計画との策定期間の関係



(3) 計画の位置づけ

1. 緑の基本計画とは

2. 巻 館林市の緑を取り巻く状況と課題を課題

3. 設定 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(4) 計画において対象とする「緑」

1) 対象とする緑

本計画で対象とする緑は、農地、樹林地、樹木や草花、河川、池沼をはじめ、公園や街路樹等の公共の緑から社寺林まで、広く捉えた市内の緑と水を対象とします。

計画において対象とする「緑」の例



草花



街路樹



社寺林



公園



池沼



畑



河川敷



公共施設敷地内の緑化

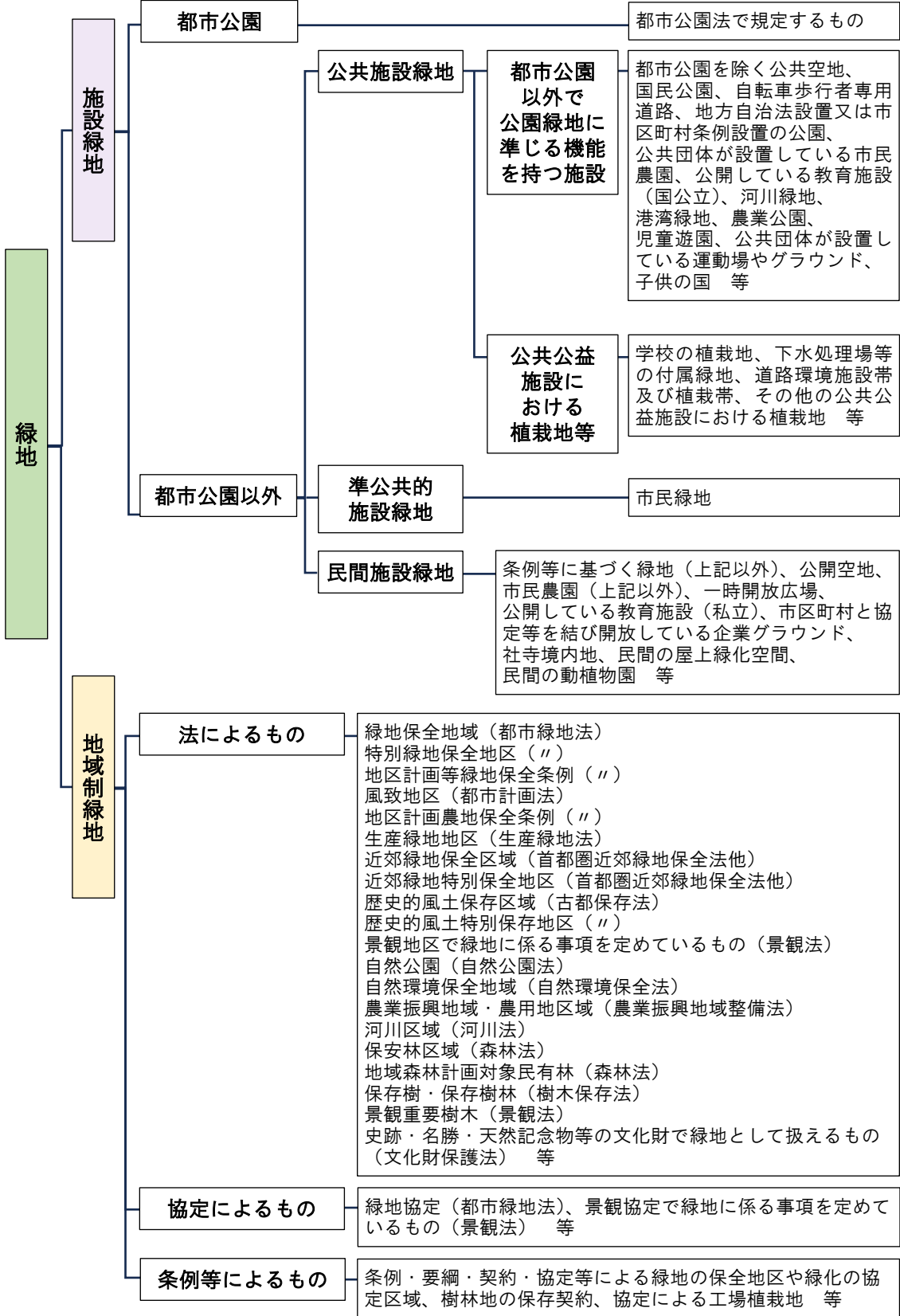


住宅地の緑

2) 緑地とは

本計画で対象とする緑地は、以下の図に示した分類に従って整理します。

緑地分類図



出典：緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版

(4) 計画において対象
「緑」の活用

1. 緑の基本計画とは

2. 巻く状況と課題を取り

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(5) 緑の役割

❖環境保全機能

郊外のまとまった緑地や池沼は、生物の生育に適した環境となり、種の保全に貢献します。

また、まちなかの緑は、街路樹や壁面緑化等により、緑陰の提供、大気汚染の改善、暑熱対策等に貢献します。



❖レクリエーション機能

公園等のまとまった緑は、イベントの会場となる等、様々な余暇活動の場となるとともに、休息の場、運動・遊びの場となります。



❖防災機能

公共公益施設の緑や街路樹は、延焼の防止や遅延に貢献します。

また、公園は災害時の避難場所に指定されています。



❖景観形成機能

まちなかの緑は、都市空間に潤いを与えます。

また、郊外の緑は、自然景観の形成、田園景観の形成に貢献し、人々の心に憩いと安らぎを与えます。

